

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）		
税 目	法人税（措法 57 の 10、68 の 59）		
要 望 の 内 容	<p>・適用期限の 2 年延長</p> <p>森林組合等の貸倒引当金の繰入限度額の割増特例の適用期限（平成 23 年 3 月 31 日）の 2 年延長</p> <p>[現行制度の概要]</p> <p>森林組合等の協同組織等については、貸倒引当金について 16%の割増引当てができる。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （—百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	<p>森林所有者の協同組合である森林組合等の経営基盤の強化を図り、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を図る。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(2) 施策の必要性		
	<p>森林の多面的機能の発揮には、林業生産活動と山村活力の維持は不可欠であるが、これらを取り巻く状況は厳しさを増している。</p> <p>この状況を改善し、国土の保全等の森林がもつ多面的機能への国民の期待に応えていくためには、森林を良好な状態に保つことが必要であり、適切な森林整備の実施が不可欠である。</p> <p>特に、厳しい経営環境下においても組合員の負託を受け、一定の事業利益を確保できる経営基盤を有する中核組合の健全な育成を図るためには、本税制特例措置により、組合員への貸付等に伴う債権回収のリスクを分散させ、経営基盤の強化・安定化を推進することが必要である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展</p>
		政策の達成目標	森林組合等が本制度を活用し、貸付等による債権回収のリスクを分散させ、経営基盤を強化・安定化させることにより、事業規模の拡大等積極的な事業を展開し、地域における森林の整備と管理の中核的な担い手としての役割を果たす。
		租税特別措置の適用又は延長期間は	平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日まで（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	森林所有者の付託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が 7 割程度となることを目標としている。
		政策目標の達成状況	<p>森林組合においては、組合員への貸付等に伴う債権回収のリスクに耐えうる経営基盤の構築が必要であり、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が都道府県内の 7 割程度となることを目標としていることから、この目標を達成し、かつ、現在進めている提案型集約化施業体制の構築を実現すべく取り組んでいるところ。</p> <p>&lt;森林組合に占める中核組合の割合&gt; 平成 17 年度：33%→20 年度：42%</p>
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成 23 年度 572 件 特例適用者は協同組合等であり広範である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>平成 22 年度までに中核組合が都道府県内の 7 割程度を目標としている中、現時点の達成状況は、4 割程度であるものの、森林組合の経営基盤については、徐々にではあるが着実に強化されている。</p> <p>&lt;森林組合に占める中核組合の割合&gt; 平成 17 年度：33%→20 年度：42%</p>
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																				
		要望の措置の妥当性	本税制特例措置は、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を促進することにより、債権回収の不安の軽減及び経営基盤の強化を図ることを可能とし、組合員の負託に応えた積極的な事業展開の促進に資する重要かつ効率的な措置であり、予算措置もないことから妥当である。																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>(損金算入額、減税見込み額の単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="616 595 1299 792"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>782</td> <td>757</td> <td>738</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>617</td> <td>615</td> <td>579</td> </tr> <tr> <td>損金算入額</td> <td>677</td> <td>656</td> <td>1,006</td> </tr> <tr> <td>減税見込額</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>	区分	19年度	20年度	21年度	対象者数	782	757	738	適用法人数	617	615	579	損金算入額	677	656	1,006	減税見込額	21	20	31
	区分	19年度	20年度	21年度																			
	対象者数	782	757	738																			
	適用法人数	617	615	579																			
損金算入額	677	656	1,006																				
減税見込額	21	20	31																				
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>森林組合においては、組合員への貸付等に伴う債権回収のリスクに耐えうる経営基盤の構築が必要であり、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が都道府県内の7割程度となることを目標としていることから、この目標を達成し、かつ、現在進めている提案型集約化施業体制の構築を実現すべく取り組んでいるところ。</p> <p>&lt;森林組合に占める中核組合の割合&gt; 平成17年度：33%→20年度：42%</p>																					
	前回要望時の達成目標	経営基盤の安定・強化を図り、森林組合等が地域の森林整備の中核的な担い手としての役割を果たす。																					
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	森林組合の経営基盤については、徐々にではあるが着実に強化されてきており、地域における森林整備の担い手としての役割を果たすべく、事業規模の拡大、事業の多角化等積極的な事業展開を推進している。																					
		これまでの要望経緯	昭和41年度以来2年ごとに延長を要望。平成10年度の延長時に適用期間が3年となったが、平成13年度の延長時に適用期間2年となる。																				